

議案第 6 8 号

交野市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例について

交野市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和元年 1 0 月 9 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の改正等を行いたいため。

交野市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例案

交野市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(交野市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 交野市職員の分限に関する条例(昭和30年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

(交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 交野市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第5項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第25条第6項中「当該各号」を「当該各項」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「市長が定める日」を「規則で定める日」に改める。

(交野市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 交野市職員の退職手当に関する条例(昭和47年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

(交野市下水道条例の一部改正)

第5条 交野市下水道条例(昭和53年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第3項第1号中「オまで」を「カまで」に改める。

第6条の3第1項第4号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第6条の3第1項第4号オ中「エまで」を「オまで」に改め、同号オを同号カとし、
同号エの次に次のように加える。

オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当た
つて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第6条の5第1項中「第6条の4第1項」を「前条第1項」に改める。

第6条の7第2項第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第6条の7第2項第2号中「次項」を「第4項」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、
判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第6条の7中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機
能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状
態となつたときは、市長にその旨を届け出るものとする。

第6条の9第3項中「第6条の7第3項」を「第6条の7第4項」に改める。

第6条の12中「変更があつたとき」の次に「、第6条の3第1項第4号ア若し
くはエからカまでのいずれかに該当するに至ったとき」を加える。

(交野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第6条 交野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年条例
第11号)の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」
に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、公布の日から施行する。